

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
10月23日
(火曜日)

目次

告示

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(医務保険課).....

保安林指定の解除(防府市)(森林整備課).....

道路の区域の変更(道路整備課).....

道路の供用の開始(道路整備課).....

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(道路建設課).....

周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更(都市計画課).....

公有水面の埋立ての免許の出願(港湾課).....

公告

契約の締結(市町課).....

一般競争入札の実施(医務保険課).....

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(五件)(商政課).....

土地改良事業の完了(農村整備課).....

契約の締結(物品管理課).....

選管告示

政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示の一部訂正(二件).....



山口県告示第五百二十号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般

競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十月二十三日

山口県知事 二井 関成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「血管造影診断システム」を「血管造影診断システム 内視鏡装置 超音波診断装置」に改める。

山口県告示第五百二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成十九年十月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 解除に係る保安林の所在場所

防府市大字田島字山中上五一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び防府市産業振興部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十九年十月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月二十三日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道

路線名 高佐下阿武線

道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
萩市大字紫福字下小西見一五二一の六地先から 同市同大字字中猪鹿谷一六三〇の二地先まで	旧	最狭 一一・三・二 最広 一一・六	五二〇・〇	
萩市大字紫福字下小西見一五一一の六地先から 同市同大字字花ノ木一五二〇の三先まで	新	最狭 二〇・八 最広 二〇・八	四四・二	道路改良工事の完了による。
萩市大字紫福字花ノ木一五三〇の三先から 同市同大字 同字一五三四の一地先まで	新	最狭 二一・三・八 最広 二一・三・〇	一五二・六	萩市道田の平線の道路の区域
萩市大字紫福字花ノ木一五三四の一先から 同市同大字字中猪鹿谷一六三〇の二地先まで	新	最狭 四一・七・六 最広 四一・六	二九四・四	

山口県告示第五百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年十月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月二十三日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 高佐下阿武線	萩市大字紫福字下小西見一五二一の六地先から 同市同大字字中猪鹿谷一六三〇の二地先まで	平成十九年十月二十四日

山口県告示第五百二十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、県道山口字部線嘉川IC高架橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営

規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年十月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 県道山口字部線嘉川IC高架橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）
- (一) 工事場所 山口市江崎字出合北から同市江崎字夏ヶ迫までの間
- (二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
鋼単純箱桁形式橋りょう	六一・五メートル	一九・〇 （車道二四・〇メートル） 一五・〇メートル
鋼一径間連続鉄桁形式橋りょう	四五・四メートル	二〇・三 （車道二二・五メートル） 一七・五メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六六十三号。以下「告示」という。）(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（鋼構造物工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成十九年十月二十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の鋼橋上部工事の数値が千百以上であること。
- ただし、法第三条第一項の営業所のうち主たる営業所を山口県内に有している場合又は鉄鋼を製造し、若しくは鋼構造物を製作する工場を山口県内に有している場合

は、この限りでない。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口土木建築事務所 山口市神田町六番一〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年十月二十三日から同年十一月八日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年十一月十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口土木建築事務所(電話〇八三一九二二一〇七〇)にすること。

山口県告示第五百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び周南市都市開発部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十月二十三日

山口県知事 二井 関成

山口県告示第五百二十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許の申請があった。

同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成十九年十月二十三日から同年十一月十二日までの間、山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及び柳井市建設部土木課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年十月二十三日

柳井港湾管理者

山口県

山口県知事

二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

1 第一工区

柳井市柳井字岸ノ下一三四の九六から同字一三四の一五に至る土地の地先公有水面

2 第二工区

柳井市柳井字岸ノ下一三四の一五から同字一三四の一八に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一工区

次の1の地点から6の地点までを順次結んだ線、6の地点、12の地点、11の地点の各地点を順次結んだ線及び1の地点と11の地点を結ぶ平成十八年秋分の満潮位(D.L.+三・三三メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2 第二工区

次の6の地点から10の地点までを順次結んだ線、10の地点と11の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線及び11の地点、12の地点、6の地点の各地点を順次結んだ線に囲まれた区域

1の地点 柳井市柳井字白瀧の白瀧四等三角点(北緯三三度五七分四五・七五九

秒東経一三二度〇八分一・六五二秒) (以下「基準点」という。) から一八八度四〇分〇九秒七九一・一八メートルの地点

- 2の地点 1の地点から二八一度〇六分三八秒一・五一メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一度〇六分三八秒一・〇〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二八一度〇六分三八秒五・三〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一九一度〇六分三八秒一・〇〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二八一度〇六分三八秒七五・二五メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二八一度〇六分三八秒二八・〇〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三度二〇分一六秒四六・二〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から九三度二〇分一六秒一・〇〇メートルの地点
- 10の地点 9の地点から三度二〇分一六秒三七・七一メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一五九度五五分三四秒五〇・五九メートルの地点
- 12の地点 11の地点から一〇一度〇六分三八秒二二・一六メートルの地点

(三) 面積

1 第一工区

六、九二二・七一平方メートル

2 第二工区

一、五九九・五六平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

1 第一工区

柳井市柳井字岸ノ下一三四の八、一三四の九一、一三四の九三、一三四の九五、一三四の九六及び一三四の一三から一三四の一六まで、同字一三四の八から同字一三四の一八までに沿接する道路、同字一三四の一五に沿接する道路並びに同字一三四の九五から同字一三四の一五までに沿接する堤地内並びに同字一三四の九六から同字一三四の一五に至る土地の地先公有水面

2 第二工区

柳井市柳井字岸ノ下一三四の一五、一三四の一七及び一三四の一八並びに同字一三四の一五及び一三四の一八に沿接する水路地内並びに同字一三四の一六から同市柳井字江ノ浦一五〇の三に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一工区

次の①の地点から④の地点までを順次結んだ線、④の地点と③③の地点を結んだ線、③③の地点から③⑦の地点までを順次結んだ線、③⑦の地点と⑬⑬の地点を結んだ

線、⑬⑬の地点から③②の地点までを順次結んだ線及び①の地点と③②の地点を結んだ線に囲まれた区域

2 第二工区

次の③⑦の地点、③⑥の地点、③⑤の地点、③④の地点、③③の地点、④の地点の各地点を順次結んだ線、④の地点から⑬⑬の地点までを順次結んだ線及び⑬⑬の地点と③⑦の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から一九六度〇七分一〇秒八三三・〇六メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一八三度三五分二七秒一一五・四二メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二八一度〇六分三八秒一五六・五〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一度〇六分三八秒八七・九六メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二六八度〇六分二四秒七〇・二五メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三五八度〇六分二四秒一一五・〇〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から八八度〇六分二四秒九・八〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三五八度〇六分二四秒三五・〇〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から八八度〇九分三三秒七六・六四メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から三五八度〇七分四七秒一〇・一五メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から八八度五三分二八秒七・九一メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三五八度五八分三八秒六五・五五メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から九〇度五六分五〇秒四二・〇八メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から九〇度五六分五〇秒五四・四六メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から一七度〇一分五五秒七・七八メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から一六九度〇五分四八秒一五・七五メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から一八三度四一分四七秒四・四七メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から二〇二度五四分二秒四・六六メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から二〇八度四〇分四〇秒一一・五四メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から一八四度〇〇分一五秒一七・二四メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から一八八度二九分二七秒一七・三九メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から一〇〇度四八分五一秒一九・二〇メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から五一度二五分〇三秒四・二八メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から八三度〇五分二四秒九・六五メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から九四度〇四分一五秒二〇・四四メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から一八四度一七秒〇四秒一一・九九メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から一三九度一〇分一三秒三・六二メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から一八三度三五分四九秒六八・七五メートルの地点

- ②9の地点 ②8の地点から二七三度四六分三七秒二三・一九メートルの地点
- ③0の地点 ②9の地点から二八度一四分五三秒三・七八メートルの地点
- ③1の地点 ③0の地点から一八三度三九分五〇秒六四・三八メートルの地点
- ③2の地点 ③1の地点から一三七度一四分三三秒二・七五メートルの地点
- ③3の地点 ④の地点から八八度〇六分二四秒九・七五メートルの地点
- ③4の地点 ③3の地点から一度〇六分三八秒四六・八五メートルの地点
- ③5の地点 ③4の地点から一度〇六分三八秒一八・五〇メートルの地点
- ③6の地点 ③5の地点から一度〇六分三八秒六三・〇〇メートルの地点
- ③7の地点 ③6の地点から二八一度〇六分三八秒二二・一六メートルの地点

- (二) 面積
- 1 第一工区
 - 三七、五三七・三三三平方メートル
 - 2 第二工区
 - 一八、三四一・八八平方メートル
- 三 埋立地の用途

用途	配置	規模
埋立地	埋立地の中央部に配置	約六、七〇〇平方メートル
緑地	埋立地の東側に配置	約一、二〇〇平方メートル
防災施設用地	埠頭用地及び緑地を除く全域に配置	約六〇〇平方メートル

- 四 出願人
- 山口市滝町一番一号
 - 山口県
 - 山口県知事 二井 関成
 - 出願の年月日
 - 平成十九年九月二十六日

(五二六) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。
平成十九年十月二十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
地域振興部市町課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステムに係るサーバ等 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成十九年八月二日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社NTT西日本ー山口 山口市熊野町四番五号
- 六 落札金額
一億七千万円
- 七 入札公告日
平成十九年六月二十二日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 調達方法
借入れ
 - (三) 落札方式
最低価格

(五二七) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。
平成十九年十月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 入札に付する事項
次に掲げる物品の購入
- (一) 物品の名称及び数量
内視鏡装置 一式
- (二) 物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成二十年二月二十九日
- (四) 納入場所
山口県立総合医療センター
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)に基づく資格審査において、医療機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- 三 契約条項を示す場所
防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター事務局経理課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県立総合医療センター事務局経理課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

- (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所
山口県立総合医療センター事務局経理課
- (三) 受領期限
平成十九年十二月四日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十九年十二月五日午後二時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
(一) 場所
防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター二階大会議室
(二) 日時
平成十九年十二月五日午後二時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(一) 入札参加資格のない者がした入札
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
(一) 契約担当者
山口県立総合医療センター院長 児玉 隆浩
(二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 契約保証金

免除する。

- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県立総合医療センター事務局経理課(電話〇八三五―二一四四―)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Grand Medical Center
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: One set of Endoscopic surgery equipment
- (3) Delivery period: February 29, 2008
- (4) Delivery place: Yamaguchi Grand Medical Center
- (5) Section in charge of procurement and Contact point for inquiry: Accounting Division, Yamaguchi Grand Medical Center Secretariat, TEL: 0835-22-4411
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., December 4, 2007
(In case of bringing a tender: 2:00 P.M., December 5, 2007)

一 入札に付する事項

- 次に掲げる物品の購入
 - (一) 物品の名称及び数量
超音波診断装置 一式
 - (二) 物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成二十年二月二十九日
 - (四) 納入場所
山口県立総合医療センター
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
 - (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)に基づく資格審査において、医療機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター事務局経理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県立総合医療センター事務局経理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県立総合医療センター事務局経理課

(三) 受領期限

平成十九年十二月四日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十九年十二月五日午後三時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター二階大会議室

(二) 日時

平成十九年十二月五日午後三時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札者及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札者

九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十三年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県立総合医療センター院長 児玉 隆浩

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県立総合医療センター事務局経理課(電話〇八三五―二一四四―一)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Grand Medical Center

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: One set of Ultrasonic diagnostic equipment

(3) Delivery period: February 29, 2008

(4) Delivery place: Yamaguchi Grand Medical Center

(5) Section in charge of procurement and Contact point for inquiry: Accounting Division, Yamaguchi Grand Medical Center Secretariat, TEL: 0835-22-4411

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., December 4, 2007

(In case of bringing a tender: 3:00 P.M., December 5, 2007)

(五二八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年十月二十三日から平成二十年二月二十五日までの間、山口県

八
商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コジマNEW山口宇部空港店

所在地 宇部市東見初町五二五の二二六

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号 小島 章利

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗の名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社メディコ・二十一	株式会社メディコ・二十一
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	愛媛県松山市宮西一丁目一番一号
大規模小売店舗の代表者の氏名	大規模小売店舗の代表者の氏名	〃	土居 浩治

四 届出年月日

平成十九年十月十五日

五 変更年月日

平成十九年十月二十七日

(五二九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年六月八日山口県公告(二九一)に係る大規模小売店舗について次のとおり長門市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年十月二十三日から同年十一月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済振興部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フジグラン長門
所在地 長門市仙崎三三二の二
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(五三〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年六月十二日山口県公告(二九六)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年十月二十三日から同年十一月二十六日までの間、山口県商工

労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フジグラン岩国
所在地 岩国市麻里布町二丁目七二の五
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 丸久西岩国店
所在地 岩国市錦見五丁目一七番一三三号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(五三一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

十九年六月十二日山口県公告(二九七)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南

市から意見を聴きました。
当該意見は、平成十九年十月二十三日から同年十一月二十六日までの間、山口県商工

労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 パルティ・フジ新南陽
所在地 周南市政所二丁目二番一号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ベスト電器周南店
所在地 周南市道源町四八七五の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(五三二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年六月十二日山口県公告(二九八)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口

市から意見を聴きました。
当該意見は、平成十九年十月二十三日から同年十一月二十六日までの間、山口県商工

労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アルク山口店
所在地 山口市中央四丁目二八三五
- 二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五三三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年六月十二日山口県公告(二九九)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年十月二十三日から同年十一月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ベスト電器周南店

所在地 周南市道源町四八七五の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五三四) 土地改良事業の工事了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十九年十月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の名称

県営豊浦第二地区ほ場整備事業(第一換地区)

二 工事了の時期

平成十八年五月九日

一 事業の名称

県営豊浦第二地区ほ場整備事業(第一換地区)

二 工事了の時期

平成十五年三月十二日

一 事業の名称

県営豊浦第二地区ほ場整備事業(第三換地区)

二 工事了の時期

平成十一年十二月九日

一 事業の名称

県営豊浦第二地区ほ場整備事業(第四換地区)

二 工事了の時期

平成十五年十月二十二日

一 事業の名称

県営豊浦第二地区ほ場整備事業(第五の一換地区)

二 工事了の時期

平成十四年十二月十日

一 事業の名称

県営豊浦第二地区ほ場整備事業(第五の二換地区)

二 工事了の時期

平成十四年十二月十日

一 事業の名称

県営豊浦第二地区ほ場整備事業(第五の三換地区)

二 工事了の時期

平成十七年二月十五日

一 事業の名称

県営豊浦第二地区ほ場整備事業(第六換地区)

二 工事了の時期

平成十四年三月六日

(五三五) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年十月二十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量
警察情報ネットワーク端末装置 四百三十六台
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成十九年九月二十八日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社常盤商会 宇部市新町二一番一号
- 六 落札金額
三千七百九十万五千円
- 七 入札公告日
平成十九年八月十七日
- 八 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- (二) 調達方法
購入
- (三) 落札方式
最低価格



山口県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治

団体から提出された平成十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に係る収支に関する報告書について、自由民主党山口県参議院選挙区第二支部及び林よしまさ後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示（平成十七年山口県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のとおり訂正する。

平成十九年十月二十三日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆司

自由民主党山口県参議院選挙区第二支部に関する部分中	「54,089,572円」を			
「54,698,403円」	」	「49,035,712円」を	「49,644,543円」	」
		「40,491,907円」を	「41,100,738円」	」
			「27,983,000円」を	
「19,708,831円」	」	「49,035,712円」を		
「28,591,831円」	」			
合計		49,644,543円」		
「林よしまさを支える会		19,000,000円」を		
「林芳正を支える会		19,608,831円」		
「小計		19,100,000円」を		
「小計		19,708,831円」		
「381,276円」	を	「990,107円」	」	「31,837,522円」を
		「32,446,353円」	」	
合計		40,491,907円」を		
合計		41,100,738円」		
「選挙中」	「8,505,088円」を	「8,609,202円」	」	「5,000,000円」を
				「6,967,273円」を
「5,104,114円」	」	「5,104,114円」	」	
「7,071,387円」	」			
「a 政治団体からの寄附		5,104,114円」		
「林よしまさを支える会		5,000,000円」を		
「林芳正を支える会		5,104,114円」		
「341,126円」	を	「445,240円」	」	「1,624,120円」を
		「1,728,234円」	」	
合計		6,967,273円」を		
合計		7,071,387円」		
		に改める。		

山口県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出された平成十七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に係る収支に

関する報告書について、自由民主党山口県参議院選挙区第二支部及び林よしまさ後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示（平成十八年山口県選挙管理委員会告示第七十二号）の一部を次のとおり訂正する。

平成十九年十月二十三日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

自由民主党山口県参議院選挙区第二支部に関する部分中	「63,196,134円」を		
「63,856,004円」	↓	「49,598,469円」を	「50,258,339円」
		53,896,175円」	↓
			23,936,000円」
「16,759,870円」	↓	「49,598,469円」を	
24,595,870円」	↓		
「合計		50,258,339円」	↓
「15,000,000円」	を	「15,659,870円」	↓
「小計		16,100,000円」	を
「小計		16,759,870円」	↓
「371,575円」	を	「1,031,445円」	↓
		「34,103,147円」	を
		「34,763,017円」	↓
「合計		53,896,175円」	を
「合計		54,556,045円」	↓
		「改め、林よしまさ後援会	
		に関する部分中「9,537,815円」	を
		「9,915,486円」	↓
		「8,000,000円」	を
		「8,308,691円」	↓
		8,000,000円」	を
「a 政治団体からの寄附		8,377,671円」	↓
「林芳正を支える会		8,000,000円」	を
「林芳正を支える会		8,377,671円」	↓
「399,716円」	を	「777,387円」	↓
		「2,224,980円」	を
		「2,602,651円」	↓
「合計		8,308,691円」	を
「合計		8,686,362円」	↓
		改め。	

平成十九年十月二十三日印刷
平成十九年十月二十三日発行

発行人所 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）